

川崎市公告第1099号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度デジタルデバイド対策関連講座等実施委託
- (2) 履行場所 川崎市内の行政施設等
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 「令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 市内中小企業者若しくは、主たる事務所の所在地が川崎市内となっているNPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般社団法人、公益財団法人又は公益社団法人（以下事業者・NPO法人等）であること。
- (5) 過去5年間に類似の事業の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 担当 武田・稲垣

電話番号 044-200-2079 FAX 044-200-3752

e-mail 17digital@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）から令和 8 年 8 月 6 日（木）までとします。（午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで（土日を除く。））

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 上記 2 (5) を証明する契約書等の写し

(4) 提出期限及び提出方法

令和 8 年 8 月 6 日（木）までに提出（持参は午後 5 時 1 5 分まで、郵送は当日必着）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3 (1) に同じ

(2) 日時

令和 8 年 8 月 1 2 日（水） 午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日に電子メールで交付されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3 (1) に同じ

(2) 質問受付期間

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）から令和 8 年 8 月 1 9 日（水）まで（土日祝日を除き、午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで）

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3 (1) の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を 3 (1) の担当まで電話で御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

契約総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には調達に要する諸費用の一切を含め見積もるものとします。入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月2日(水) 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階開発室2

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知りえた情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(4) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(5) 提出された書類は返却いたしません。

(6) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。